

婦人関係資料シリーズ
国際資料 No. 23

世界の婦人たち No. 3

— インドネシア —

ナ3

労働省婦人少年局

は し が き

世界のいろいろな国で、婦人たちはどのような生活をしているか、どういう問題が起っているか、ということに関心をもちたいかたがために新しい情報をお伝えするため、婦人少年局では国際資料「世界の婦人たち」を刊行しておりますが、今回はインドネシアの婦人について御紹介します。これは次の英文資料をもとにして編集したものです。

"Indonesia" Volume III No. 14, 18th April, 1952 - シンガポール・インドネシア共和国総領事情報課 発行

"Education and Culture" No. 1, 2, 1951 - インドネシア共和国教育文化省発行

"International Women's News" Vol. 46, No. 6 April 1952 - 国際婦人同盟 (The International Alliance of Women) 発行

"Pax et Libertas" Vol. 18, No. 1 January / February 1952 - 平和と自由のための国際婦人同盟 (The Women's International League for Peace and Freedom) 発行

1953年1月

労働省婦人少年局

＊〔世界の婦人たち〕既刊資料紹介

No. 1. フランス・フィンランド 1952年8月刊
(婦人関係資料シリーズ国際資料 No. 18)

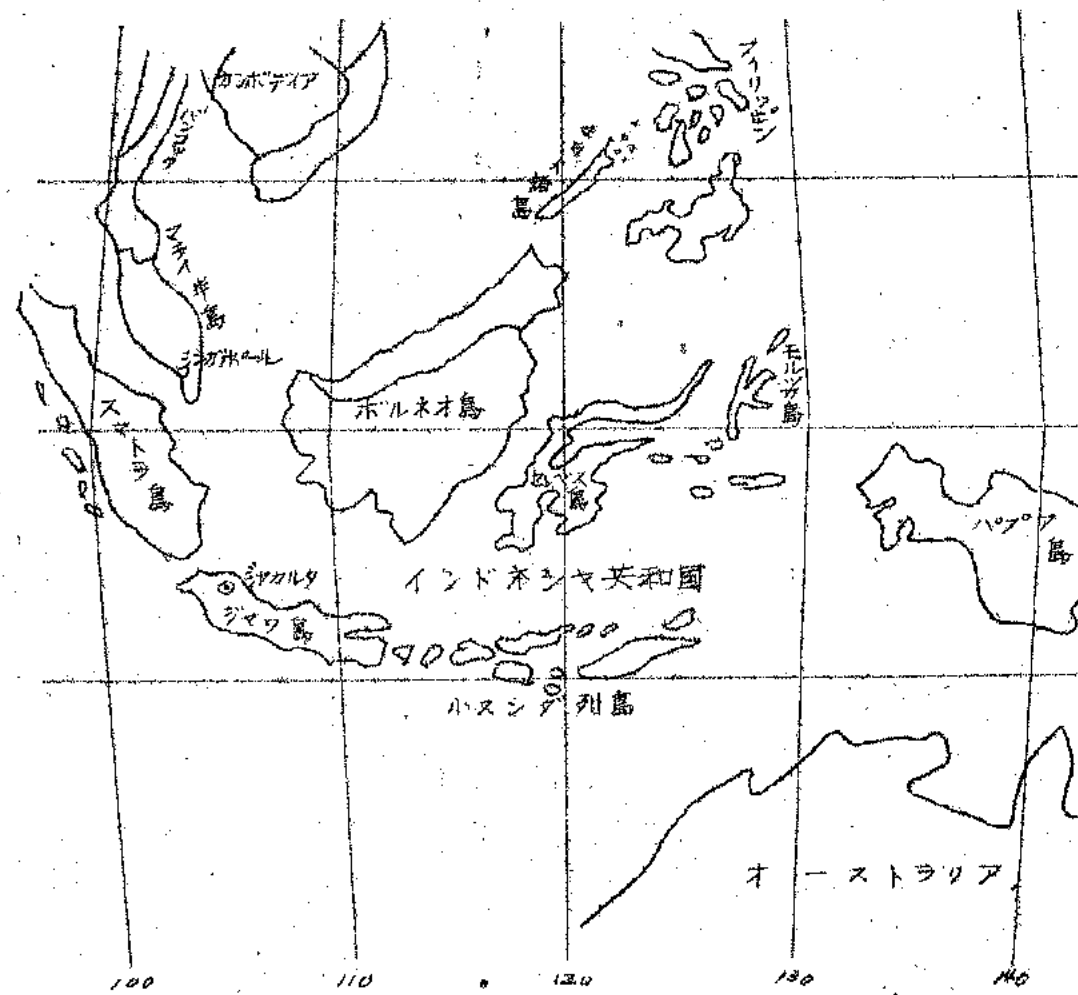
No. 2. 東南アジア及大洋州の諸国 1952年12月刊
(婦人関係資料シリーズ国際資料 No. 22)

インドネシアの婦人たち

目次

インドネシアの婦人たち

I	インドネシアにおける婦人運動	2
II	インドネシアの教育の現状	7
III	インドネシアにおける売春問題	14
IV	ミナングガバウ地方における母系制度	19



インドネシアは1945年12月、オランダの統治を脱して独立した、統一共和国です。

ジャワ、スマトラ、ホルネオ、セレベス其の他の数箇の島々からなり、面積は合計140万平方キロ、人口は約2300万、赤道直下の熱帯国です。気候の関係上、米、ゴム、砂糖、ココナツ等の産出が豊富で、世界各国との間に取引が行われています。

インドネシアは数世紀に亘って各種の世界文化の影響を受けながら、自己の文化形態を保持するためにそれらのものを同化してきたのですが、現在の文化水準は地方や種族に依つて非常に相違があります。優れた美術や文学を有する進歩した国民もいますが、他面文化とは 縁遠い未開の部族もいます。

国語はマライ語に指定されていますが、地方によって言語が異なっています。

国土の大部分が米田地で、国民の70%までは社会の裾裾層の立場にある下層のグループに属するとされており、国民大衆の文化的水準は未だ低いので、文盲撲滅運動や、婦人運動が政府又は民間団体によって盛んに行われております。

インドネシアの婦人運動家トエマンガゴエンゲセアによれば(註)現在インドネシアの婦人は三つの社会層に区別されます。即ちデッサ(Dessa, 村)の婦人、普通教育のある婦人、及び知識層の婦人です。

最初の階層は最も人数が多く、家事、園芸、農耕に従事し、男子は僅かにこれを助けているにすぎません。これらの婦人は、その日その日の最低限の必需品をつくるためにのみ働いているのではなく、機能的にも物的にも、社会の背骨をなしていて、知識層の教育も屢々これらの奥地に住んで労働している地方婦人の勤奮を努力によるものであります。

オ二の層である小中高等学校程度の普通教育のある婦人は、村及び地方の最も勤奮な教師で、文盲撲滅のために講習会や会合を組織しています。

オ三の知識層の婦人は、小教の専攻のある人達で、若く強いインドネシア共和国の中核をなしています。

註(“Pax Et Libertas” Vol. 18, No. 1 Jan. Feb. 1952 所載
Matrarchy in Minangkabau より——ミナングバウにおける
母系制度参照)

独立宣言後インドネシアの婦人は選挙権及び被選挙権を得、多くの婦人が政治に進出しています。又また多くの困難を伴うにせよ医師、教師、看護婦等の専門職業や商業等に婦人は進出しつゝあります。

1 インドネシアに於ける婦人運動

インドネシアにおける婦人運動は、20世紀初期に全アジア諸国に亘って覚醒した国民意識の結果として、国民運動が展開されたのと殆んど時を同じくして発足しました。この国民運動は、先づ社会面に、次いで政治面に起り、後に婦人運動を伴うに至りました。

すべての人々から、インドネシアの婦人運動の先駆者と考えられているR・A・カルチニ(R・A・Kartini)は、1879年4月21日に横政の娘として生まれましたが、彼女の誕生日は今日に至るまで、大かたず記念されて来ましたが、といつても、彼女は如何なる指導的役割を演じたというわけでもなく、又自分の仕事と努力の結果を自分の眼でみない中に斃れたのであります。然しインドネシアの女子の普通教育を要求した最初の婦人として、彼女こそインドネシア婦人運動を導入した人なのです。彼女が自分の思想を綴り、オランダの友人達に送った言葉は『暗黒から光明へ』と題して、後に一冊の書物に纏められて発行されました。

インドネシアにおける婦人運動最初の指導者は、このR・A・カルチニとが西ジャバ出身の貴族の娘ラデン・デユウイ・サルチカ(Raden Dewi Sartika)のような上流社会の婦人から発せられ、婦人の関心は社会事業、特に、教育に焦点が向けられました。というのは、インドネシアの少女達に小学校、中学校に就学を許すことによつてのみ、彼等の社会上の地位が改善され得たからであります。この方向の最初の一步は、女子小学校の開校であります。これらの小学校は、R・A・カルチニに因んで、カルチニ学園と名づけられました。

また婦人の活動は、社会及び結婚生活(註)に於ける婦人の地位の改善を目的としました。当時、インドネシアの婦人達は欧州の婦人によつて指導された解放を、進歩への唯一の方法と考えました。彼等は幾世紀にも及ぶ古い習慣や、イスラム教によつて課せられたところの「幽閉」から逃れ出ようと望みました。特に貴族出身の婦人達はこれを重い負擔と感じたようで、従つてこれらの婦人達はより多くの行動の自由のために、最初に立上った人達となりました。宗教や習慣によつて課せられた制約は多く、ために、女性の行動は妨げられ、しかも男性はその例外だったのです。

註 インドネシアの婚姻法は法定なものではありません。純粹なイスラム教の婚姻戒律は「イスラム教の婦人は男子と同等の権利と義務を有する」ということを謳っていますが、これはインドネシアの大部分の人には知られていません。そして実際には、結婚において男子は婦人よりも多くの権利と義務を持っています。イスラム教の一夫多妻制度は男子が2人の女性と結婚することを許しています。

男子が婦人と結婚したい時は、先づその婦人に求婚しなければなりませんが、その女に飽きると、實際上彼女の承諾を解するくても、離婚することが出来ます。又理論上は妻の同意が必要なのですが、男子は實際上最初の妻の認承なしに他の女を妻として入れることも出来ます。(International Women's News vol. 46, No. 6 April 1952 The marriage laws

in Indonesia より)

各分野に於ける男女同権や、一夫多妻、児童結婚及び隨意離婚の禁止は、婦人運動計企の重要な項目をなしていました。工業がインドネシアに興さずして多くの婦人達が工場に働くようになったことによって婦人解放は促進され、彼等を縛りつけていた習慣や同教法 (Ruhamedam Law) の束縛を脱めることになりました。

1912年、婦人協会『プテリ・メルデカ』(Puteri Merdeka) (自由婦人) がジャカルタに創設されました。当協会はその事業内容として貧困少女の教育をとりあげました。その他、社会的及宗教的 (イスラム及キリスト教) な性格を持つ諸団体が、ジャバ、スマトラ、マラッカス諸島の多くの地に生れました。最初の全インドネシア婦人会議は、同年12月28日にジャカルタに催され、約30団体の出席を得ました。それは先づ、諸団体の密接な聯繫を招来することを目的とし、更にインドネシア婦人の関心を高めることを決定しました。

1913年、オランダ政府は、インドネシアに於ける一夫多妻制度をなくす目的で、モスLEM教徒の結婚には登録を要すると規定する法律を制定しようとしたが、モスLEM教団体は猛烈な抗議をしたので、政府はその案をやむなく撤回しなければならなくなりました。これは婦人運動が、克服しなければならなかつた多くの障害の一つの例であります。

全インドネシア婦人会議は、1915年にジャカルタに開催され、その結果婦人労働者の地位を研究し改善する仕事を任務とする一つの機関の創設と並び、又一つの機関は、文芸講演という特別の仕事と与えられました。

一方、いくつかのインドネシアの婦人団体は、議会に婦人代表の議員をおくる目的で、婦人参政権のために闘いました。町会議員の被選挙権は、1918年オランダ政府によって与えられ、同年8月3人のインドネシア婦人が、バンドン・セマラングの町会議員に選ばれました。然し、これはインドネシア婦人の総数と較べて非常に貧弱な数です。この後数年たつて、オランダ政府は、婦人選挙権の

件を取り上げて考えましたが、この国ではそれは唯オランダ婦人のみのためのものでした。

1941年、セマラングで開催されたオランダ全インドネシア婦人会議は、オランダ政府に動議を提出して、インドネシア婦人に選挙権が与えられるよう要求しました。この動議は、インドネシアの政党の支持を得て、同年9月にインドネシア婦人は町会議員を選ぶ権利を持つという範囲内で参政権を与えられました。国民議会への選挙及び被選挙権は、それから後に与えられました。然しオランダの統治期間中は、一人としてインドネシア婦人が同議会に選ばれて参加したことはありませんでした。

インドネシアの婦人は、常に独立闘争におけるインドネシア志士を援けてまいりました。政党に加わった婦人たちは、自分の属する婦人団体の会員達に必要な情報を与えたものでした。

然し、これらの婦人の多くはオランダ政府によって、その政見のために処刑され、或る婦人は投獄され、又、或る婦人は、夫と共に遠隔の地に流刑されました。

日本の占領期間中は、婦人は、全インドネシア婦人を統合し、一つの婦人団体をつくることを強いられました。しかし、この団体の役員となった婦人は自分達の最も困難した立場を充分に認識して、何とかこれを国民運動に利用するように計ることが出来ました。元より日本人に取って反抗した婦人のいく人かは日本軍の憲兵の手に斃れました。

1945年のインドネシア独立宣言と、1949年の主権の移譲の期間中は、インドネシア婦人が、過去数十年に彼等が学んで来たすべてのことを実行に移す絶好の機会でありました。婦人は非常に多くの『パラング・メラ・インドネシア』(Palang Merah Indonesia インドネシア赤十字)の奉仕に挺身し、又、オランダの侵略に対して国を防衛する上に少なからぬ貢献をしたのです。ラスウィ (Laswi) 即ちインドネシア婦人義勇軍に加わった婦人の数は夥しいものでした。多くの婦人団体は各々力を国民闘争に捧

げて、いろいろを分野に競い立ったのです。

このようにして、現在では多くの団体がその名を知られ、最も主要なものにはパムダ・プテリ・インドネシア (*Pamuda Puteri Indonesia*, インドネシア婦人青年協会)、ペルワリ (*PERWARI*, インドネシア共和国婦人協会)、ペケルジヤ・ワニタ (*Pekerdja Wanita*, 婦人労働者団体) カソリック婦人協会 (*Association of Catholic Women*)、ペルクムプラン・ワニタ・ケニステン・インドネシア (*Perkumpulan Wanita Kristen Indonesia*, インドネシアキリスト教婦人協会)、イスラム教婦人同盟 (*Association of Islamic Women*) 等があります。これらの婦人団体は主に社会事業に専念しています。例えば、公共食堂の経営、故意派出所の組織、食料、読物、衣料等を小包にして送り安土の志気の昂揚をはかること等であります。自由のための闘争に盡力するに当って、婦人団体は国民をより高い社会的、経済的、文化的水準に高める仕事を怠りませんでした。村に行つては衛生、自由独立の思想、政治等の問題を討議し、政府の文盲撲滅運動に協力し、又、社会事業計画のための基金獲得のために慈善市を設けたりしました。

婦人団体の再編成の結果、ゴワン (*KOWANI*) (インドネシア婦人会議) と称する新しい連合会が生まれましたが、未だ全婦人団体を包含するまでには至っておりません。このこと、そして特に、主権の転移に対する彼等の基本的態度を決定しなければならぬということのために、もう一度、インドネシアの全域から婦人を集めることが必要となり、1947年7月8日、ジョウジャに、その肉體を見たのであります。そして全インドネシア婦人団体を含む『連絡機関』が組織され、海外の婦人団体と連繫を保つことになりました。

今日インドネシアの少女が高等教育機関に通うことは、全く普通の事であり、或る者は、既に学士号を獲、又更に多くの女子がこの後に続くことでしょう。シャルイル内閣では、一婦人は社会大臣の任に委ねられました。婦人労働者については、その地位は労働

法によって充分に保護されていますが、今後に残された問題は、これらの法規を實際面に適用して行くこととあります。現在、教人の婦人が国民議会に席を占めているという事實は、確かに、政治面に於ける婦人運動の結果の一つと看做すことが出来るでしょう。

しかしこれらの業績は、他の諸目標への出発点にすぎないものです。インドネシア婦人の闘争は、まだ終りには程遠く、社会面に於て、多くのことがまだまだ為されねばなりません。婦人が男子と肩を並べた地立に向つて、しかし同時に又、眞の意味の婦人独持の持場に向つて既に切り拓かれた道を、平等な権利を持つ一員として歩みつゞけることが出来るよう、更に多くのことが改善されなければならぬのであります。

Indonesia 3巻14号 市蔵

The Women's Movement in Indonesia より

II インドネシアの教育の現状

ユネスコの基本教育に関する資料 (1947年) によれば (註)、インドネシアの教育水準はアラビヤ、イラン、イラク、エジプト、アフガニスタン、パキスタン、インドに次いで低く、国民のわずかに18%だけが教育を身につけているにすぎません。

註 "Education and Culture" No. 2 vol. 1951より。

これでは独立国としてのインドネシアの発展を促進することは困難だという考えから、インドネシア教育文化省では、10年計画で教師の養成、校舎の増築、教科書の作成等の準備をすいめ、又一方

文盲対策運動を全面に起し、種々の方法で国民の智的水準を上げることには努力しています。

A 小学校教育

現在インドネシアには24,000の小学校がありますが、その3分の2はまだ6年制に達していません。インドネシアの全人口の約15%にあたる10,962,000人は6才から12才までの児童ですが、そのうち504,800人が小学校にかよっています。生徒数50人につき1人の教員が必要とすると、100,816人の教員が必要となりますが、現在教員の数は全国で81,000人で、19,816人の不足ということになります。そのうち32,800人は小学校卒業後4年の教育訓練を受け、26,900人は2年の専門訓練を受けたものですが、残りの29,300人は僅かに小、中学校教育のみを受けたものです。又6才から12才までの児童の半数あまりの5,921,000人は未だ全く教育を受けていないと推定されるので、更に、118,424人の教員が必要になります。従って教員の不足は合計138,240人ということになります。

この不足を充すために、現在教員養成学校としてS.G.S.(師範学校)とS.G.A.(高等師範学校)の二校があり、前者は小学校卒業後4年、後者は6年の専門訓練を施していますがこの二校からは毎年4,000人しか新しい教員を供給することが出来ない実情です。

又校舎が不足しているので、同じ建物で二部制の授業をして凌いでいます。

小学校教育に関して、インドネシアにおいて今後課題となると考えられるのは次の諸点であります。

- a. 教員数の増加
- b. 無資格又は訓練の不充分な教員の再教育
- c. 校舎と教育施設の不足の充足
- d. 義務教育の普及*

註* (インドネシア憲法には国民は初等教育は受けるべきであると

いう條項があります。)

B 中等教育及び職業教育

インドネシアの上級学校教育には附表のような種類があります。小学校6年の課程を卒えた後更に上級の一般教育を受けたいと思うときは、S.M.P.(修学年数3年のジュニア・カレッジ、中学校)に申込みことができます。官立の中等学校は附表のように216校ありますが、応募者数に対して学校が少ないため、入学試験の競争率は相当はげしいものです。

S.M.P.の三年級では、語学及び商学方面と、数学、物理に重きをおく方面との二つの区分を設け、各生徒に自分の進む部科を選択させています。この上に続くのはS.M.A.(シニア・カレッジ、高等学校)で、これも修学年数は3年ですが、こゝではS.M.A.は最初から、(A)文学部、(B)数学、物理学部、(C)経済学部の一つにわかれています。

○ 職業教育

12才から18才までの青年のために、インドネシア政府は特殊の職業教育のための学校を運営しています。こゝには小学校からすぐに行けるものと、S.M.P.の後に入れるものと二種類あります。又職業教育は男女によつてかなり性質がちがうものがあります。

a. 教員養成のためには、前にのべた師範学校と高等師範学校の他に次のような学校があります。

(1) 体育教師の養成学校

S.M.P.修了後4年間の専門訓練。最後の一年は全く実習的教育に費される。

(2) 家庭科学の教師養成学校(女子)

S.M.P.修了後3年の訓練。資格を得たものは政府で経営している家事学校の教師に任命される。この家事学校の生徒は家庭科学の教員養成学校や2年制の保育学校への入学許可をうける資

格を得る。

h. 工芸技術等の養成所

S.T.P. — 大工、家具職人、木こり、陶工、練瓦工、鍛冶工、機械工、電気工などを小学校卒業後2年間の徒弟訓練で養成する。

S.T. — S.T.P.の卒業生及びS.M.P.の2年修了者のための機関で更に2年間建築、機械、電気、ラジオ技術について訓練する。

S.T.M. — S.M.P.に接続して4年間訓練する。

S.T.の卒業生は予え学年に入ることができる。

S.T.M.には航海技術科、航空科がある。

C 法律学校

裁判官を訓練する目的でS.M.P.の修了者中から選び、同校卒業後一定期間官吏として働くという条件で勉強する。

d. その他看護婦、産婆、化学助手、海員、飛行家、警察官等の養成学校、漁業学校、森林業学校、牧畜学校、及び農業学校があります。

C 大学教育

官立の大学教育機関として、ジャカルタに1947年に公立となったガヂャマダ大学(6学部)と、戦前のハイスクールを総合して4都市に分立しているインドネシア大学(7学部)とがあります。修業年数は2年乃至8年ですが、目下のところ大学得業士の資格を与えるのはガヂャマダ大学だけです。各学部とも官費で学習する機会があり、又地方からの学生に対しては特に大きな寄宿舎が設けてあります。この両大学の学生数は現在約6,000名でそのうち15%以上が女子です。教育文化省ではその他にも多くの学問的乃至半学問的の機関をもうけています。その中にはS.M.P. 経済専門学校、技術専門学校及びS.M.A.の教師の資格を与えるものがあります。

又別にジャバジャカルタに造形美術の学校(A.S.R.I)があり、此

処では工芸科の教師を養成するため3年間の訓練及び中等学校の芸術教師を養成するための5年間の訓練が行われています。又ソロには東洋音楽を教える公立音楽学校もあって、中等学校の音楽教師を養成しており、又ジャバジャカルタヒダヤカルタには二つの西洋音楽の学校があり、同じく中等学校の音楽の教師を養成しています。

又各州では以上の外中等学校から始まる特殊な専門家の養成を行っています。〔警視(4年)、分捕家(5年)、警部(2年)、航空士、海軍士官、製糖専門家等〕。

又私立で大学教育をほどこすという活動も盛んで、既に大小の研究課目範囲のある私立学院が設立されています。

インドネシアにおける官立学校数及び教員数、生徒数

(学 校 種 別)	(学 校)	(教 員)	(生 徒)
S. M. P. (中 学 校)	216	2,318	63,597
S. M. A. (高 等 学 校)	50	1,003	14,481
S. G. B. (師 範 学 校)	86	669	14,765
S. G. A. (高 等 師 範)	20	240	3,482
S. K. P. (中 等 女 子 家 政)	68	382	6,137
S. G. K. P. (高 等 家 事 師 範)	5	60	680
S. G. T. K. (高 等 保 母 養 成)	1	6	125
S. T. P. (中 等 工 業)	102	950	19,389
S. T. (初 等 工 業)	21	367	4,247
S. T. M. (高 等 工 業)	6	88	658
S. M. E. P. (中 等 商 業)	21	129	4,785
S. M. E. A. (高 等 商 業)	8	104	1,126
S. P. K. (高 等 社 会 事 業 訓 練)	1	5	139
S. M. K. A. (高 等 法 律)	1	8	120

D 文盲対策

インドネシアでは現在国民の過半数が読み書き能力をもっていない——いわゆる文盲であるとされています。又前述のようにインドネシアでは児童のうち半数以上は未だ全く教育に恵まれぬ現状で、このまゝでは文盲は増えるばかりなので、この状態を打破するためにインドネシアでは教育文化省に「文盲救済局」をおき強力な運動を行っています。この運動はインドネシアの各地で行われ、既に相当の成果を収めました。初歩的な啓蒙の方法としては、各地の要請に応じ省の教育係官が地方に出向き、16歳から40歳の年令層を対象として、啓蒙用の映画を見せ、読み書きをおぼえたいという意欲を起させます。又パンフレット、ポスター、展覧会を通じ、ラジオも又宣伝に利用されます。各村ごとに学習会を設け、社会事業家、教師などがその経験を生かして奉仕することになっています。

よみかきを覚えさせるために政府のもうけている講習は6ヶ月の教程ですが、この講習を卒業した者は証明書が与えられ、投票権を獲得することになります。多数の子供づれの母親連も出席していますが、主婦や既婚婦人がこういう講習に入って読みかきが出来るといふことは、インドネシアの社会にとっても、子供の教育への影響を考えると非常に有意義な事です。さらに教育文化省は、新たに読み書きのできるようになった人たちに読ませるために、テブカ (Open) という特殊な週刊新聞を発行しています。

さらに又前述のコースを卒業した者に一般的な教育を行うためのコースがあり、インドネシア語、手紙の書き方、算術、地理、丁史算、大体小学校と同程度の教育を施します。

又文盲運動の最も有意義な施策として、文化センターがあります。多くは小さく粗末な建物ですが、雑誌、地方新聞等をはじめ、鉛筆や鉛筆も入手できるようにしてやり、簡単な講義や、文盲対策運動の協議もこゝで行われます。教育文化省の社会教育局は、全インドネシア国民に図書を供給するため、官営の発行所から建設的な種々の書物を発行し、各地の文化センターに読書資料を供給することを

引うけています。

E 民衆図書室 (バライ・プスタカ)

蘭印政府は1908年7月「土着民読書委員会」を設立し、読書指導と、書物の発行をさせましたが、9年後の1917年7月には民衆図書室というものが設立されました。これはバライ・プスタカと呼ばれ、自主的な機関として、上級官吏の手に委ねられ、書物の出版は円滑に行われるようになりました。著名な小説、現代諸作家の作品等を発行し、農業、技術、工業、衛生、その他の啓蒙書を発行し、又定期刊行物も発行されました。

バライ・プスタカは現在まで30年以上仕事を続けていますが、特に過去10ヶ年の間に多くの貢献をしました。

共和政体になつてからの二年間の革命的な過渡期には、政治上のみでなく、技術行政の面においても凡ゆる情勢が不安定で秩序が整つていなかったため、書物の発行部数は以前にくらべずつと減りましたけれども、1922年からの6ヶ年間に政変及び革命が行われたのに若いインドネシア作家の文学作品が多数発行されました。

1928年5月以来、バライ・プスタカは文化促進のための機関として、その機能の充實を図りました。

"Education and Culture" (インドネシアの教育と文化) No. 2 Vol. 1951 No. 3 Vol. 1951 より抜粋

Ⅲ インドネシアにおける売春問題

インドネシアでは、郡部においては売春行態は見られませんが、都市特に惹町には種々な国籍の売春婦が数多くおります。特に大戦及び独立戦争後の社会的経済的不安のために、その数は増加しました。

オランダ民法では、ナポレオン時代以来、私生児の父系を調査することが禁じられています。目的は、売春をなくすことにありましたが、植民地であるインドネシアにおいては逆に、可成者たちが、土地の婦人に対して何でも勝手なことが出来るということになり、多くの私生児が生れ、しかもその子供達を扶養するのは、母親の義務とされています。

A 売春の原因

(一) 失業

(二) 結婚生活の不満 (インドネシアでは実際上夫婦の平等が確立しておらず、男子は4人の妻を娶ることができ、事實上離婚も一方で行っている)

(三) 誘惑

(1) 結婚するからと詐って、ノスタ目村に同棲してから都市に連れ出して、娼家に住みこませ、女はやがて置き去りにされます。地方の婦女子は一般に単純で欺され易いのです。

(2) 役人の家の召使として就取を轉旋するからと詐って都市に連れ出され、始めは簡易料理店の女中やタクシーガールとなるがやがて容易に比較的多くの収入の得られる売春婦に転落します。

(3) 劇団が地方巡業して、女優にするからと詐り初めは劇団の男、座にもてあそばされ、やがて売春婦に落ちます。

(4) その他、都市に誘い出すためのあらゆる手段が用いられています。

(四) 華美な生活への憧れ

(五) 安易な生活を求める急進な気持

(六) 戦争未亡人の生活難

B 売春の型態

(一) 成年女子の売春

(1) 社会及知識層に於ける売春 (享樂を目的とする一時的なものです)

(2) 中流階層に於ける売春 (最初は一時的なものであるが、やがて職業化します。普通一般の職業では都会生活が苦しいからです。)

(3) 貧民層に於ける売春 (生活難によります。一般に知能程度が低く、取締法規も知らず、警察の検挙にかゝるのは多くこの類の者で、一時的なものも、職業化しているものもあります。)

(二) 年少者の売春

法律で禁じられているにも拘らず、インドネシアでは早婚の風習があり、2ノ才以下でも必ずしも未成年とはいえず、人手を求めるところでは13才前で娘に聲をとることさえもあります。おのずから年少者売春の悪風が助成され、周旋屋の誘にあって多く街娼になります。

(三) 男娼

変態性慾者が同性者を求め、一團をつくって戯れます。

C 売春の契約

(一) 売春婦が自ら客を見つけて淫売屋又は旅館に連れ込み時間ぎめで部屋を借り、客は部屋代も含めて支払います。

(二) 売春婦が常時一室を借りておいて、そこに止り、客があつて収入があると、全額自分のものとするか、或は気が向けばいくらかを宿屋に分け与えることもあります。

- (三) 売春婦が娼家に宿泊して、衣食その他必需品の給与を受けます。客を探す必要はありません。客はこの家に来て、経営主と取決めをし、呼ばれた売春婦が気に入らないと、他の客が代りに呼ばれます。
- (四) 或る売春婦は、収入の半分を主人に支拂う約束で娼家屋に止宿します。客を探す必要はなく、衣食は主人から受けます。

D. 売春取締の現状

インドネシアでは娼家は許可になっていません。然し売春そのものを取締る規定はなく、登録もありません。賽画、猥褻文書売買、年少者売買及び周旋、淫売屋経営者、及び婦人売買はそれぞれ法律によって罰せられます。バンドンの名の知れた娼家は閉鎖され、警察の取締を受けていますが、実際は、旅館やなじみの客から呼び出しがあると娼婦が出向きます。然し、これらの売春婦は身体検査を受けなければならぬことになっています。娼家は取締規則に謂う意味のものであれば閉鎖することゝ出来ますが、普通に家や部屋を借りて行うことは禁じられていません。只、娼婦が取締を受けているだけです。

売春婦については、売春の回数、売春婦の生活、この途に入つた動機、家族、住所、年令、収入、結管、性的環境、将来の目的について調査が行われますが、これは救護院に於て役立ちます。

ジャカルタには、オランダ、イギリス、印度、アラビア、中国、タイ、シンガポール等から多くの外国売春婦が来て土地の売春婦以上の収入を得ています。或る者は團はれており、又男の手から手に移りますが、インドネシア警察の風紀係はこれを取締ることは出来ません。

性病に対する措置は、最初の性病研究所が創設されたスラバヤのストペ教授によって講ぜられました。ジャカルタでは身体検査が実施され、その結果によって売春の処罰も相違します。何故否

ら性病の治療は刑務所内に於てのみ可能だからです。

インドネシアでは僅かに五人の婦人警察官しかおらず、風紀係官はジャカルタに3人、バンドンに3人、スラバヤに3人で刑事巡査によって援助されていますが、とにかくその数は余りにも少く、特に人口300万のジャカルタでは特にやうであります。然し、当局と有志団体の間には、すぐれた協力があり、政府は、種々援助をしています。

E. 国際人身売買

外国で結管した男が妻を伴ひインドネシアに来て離婚し、娼家又は周旋人にその妻を売り、再婚してオスの妻を伴つて政國に帰り、再びこの妻を売るとか、女を交えた創面がインドネシアに来て、この女を売って買取主の妻とし、更に村に行つて若い娘を物色し、演劇を指導してやるからと詭つて誘ひ出すというような方法で国際人身売買が行われています。一度外国に連れて行かれると、娘達は帰ることもできず遂に売春婦に落ちて行くのですが、彼女等は前身を語ることを恥じるために確めることは困難です。

F. インドネシア国際局

以上のような状態に処するため、インドネシアでは政府に国際局を設けて対策を講じています。

(一) 国際局の沿革

1946年、オランダ及びその植民地は、「婦女売春取締」(The Suppression of Traffic in White Slaves)の国際協定を受諾して、その実施のためオランダ政府司法省に一局が設けられました。インドネシアに於てもジャカルタの司法官がその任に当り、売春周旋人、娼家、婦女売買に関する多くの法規が定められ、又犯罪少年の收容施設や、年少者が保護者なしに入国

をすることを禁止する規則も設けられました。

1945年〜46年は、日本軍の占領によって、上記の局は禁止となり、この方面の活動は止消えとなりました。日本軍によって、公認の娼家が現れ、多くの婦女が従事しました。又そのマダムは日本婦人でした。

1946年、再び国際局が生きれ、今度は社会省に属することになりました。外国と直接の連絡を以て、人身売買取締及び犠牲者の援助に努めて来ましたが、1945年以來は直接には対外関係がなくなり、尚この局は、1945年前はジャカルタにだけありましたが、後にその他の都市にも設置されました。戦前には10、現在は3つの民間団体がこの局の仕事に参加しています。

(一) 国際局の仕事

(1) 防止対策

- 人身売買の調査
- 娼家文書、映画の検閲
- 教育に関する情報の提供
- 法律、規則の修正、改正及び制定
- 国際法規の遵守
- 婦女子の社会的経済的地位の向上をはかること。
- 婦女子に生活力を与えること。
- 世に捨てられた婦女子を援助すること（宿舍の提供等）
- 働いている婦女子家族の保護から腐敗するのを防ぐこと。

(2) 矯正対策（取締りと更正）

警察によって、検挙、投獄（最高3ヶ月）された娼婦に對して行う。

- 精神的道徳的な知識と教育を与えること
- 救護院に送って職業教育を施すこと
- 就職を斡旋して社会に復帰させるか、或は眞面目な生活に基いた結婚の世話をして安定した生活をすゝめること。
- 娼家調査を行うこと

(3) 其他

娼家の閉鎖

- 売春問題について他の関係当局や有志団体等に情報を提供すること。
- 人身及び娼家文書の売買を行うもの、売春婦、娼家営業者、周旋人、その他、多少に拘らず他人の不淨な収入によって生活する者を排斥し、外国人の場合は強制帰国させ、或は当局に引渡したり国外に追放したりすること。
- 売春婦のための救護院及び勤労婦人年少者の宿舍の設立
- 同じ目的をもつ一般団体を精神的物質的に援助すること。
- この目的のために各省合同委員会及各部合同委員会を設けること。
- 娼家文書、春画売買の取締及び映画検閲委員会への助言以上についての法規の遵守と提策

International News (国際ニュース) April 1952

記載 スタルマン女史 Mrs. Sutarman 述 The Suppression of the Traffic in Persons in Indonesia (インドネシアの人身売買の禁止) より編集

IV ミナングカバウ地方に於ける母系制度

中部スマトラのミナングカバウ地方では約400万のインドネシア人が「母の法」即ち「母系制度」の下に生活をしていますが、以下は同地方出身の社会教育家トエマングゴエング (C.S. Soemanggeng) 女史が1945年秋 WILPE (平和と自由のための国際婦人連盟) の本部において行った講演の要旨です。

中部スマトラ即ち「ミナングカバウ」(Minangkabau) の

婦人達は先祖伝来の権利によつて、多くの婦人の美望の的である地位におります。私自身もミナングカバウに住っております。母系制度とは、母 (Mother) だけが家族の中心として考えられ、従つて家族を支配するのは母親で彼女の本系の子孫だけが家族員となるという制度のことであります。母がすべての家族問題を処理して文字通り家族の「頭」であり、子供は皆彼女のものであるのであります。

父は子供について何らなすことはありません。(私達のよく用ひる言葉で謂ふと「料理人が卵を産むわけではあるまい」というわけです。) 子供達は母の名を承えられて、母とその本系の家族だけが子供を教育する義務があるので、父は只本来の身分の家と家族内に於いてのみこの義務を担っているにすぎません。

ミナングカバウの子供達は、愛情と心遣いとを以てはぐくまれます。彼等こそは尊敬と配慮とを家族にもたらすべき子孫なのでありますから。

ミナングカバウ婦人の結管は、家を代々存続させてゆける健康な子供を産むということを根本として考えられております。従つて彼女の子供の父、又は娘の子供達の父となるに値する男性を選ぶことは彼女自身であります。そして求婚するのも女性側からなのです。

健康と家柄とが結管の大きな要因であります。子供達を養ふのは母親ですから、勿論お金の問題は第二番目のこととなります。子供の養育は母親が自分の兄弟姉妹の協力を得て行ひます。

ミナングカバウの婦人は、夫や婿として迎えたいと思う男子のすべての要求に快く応じます。この男子の要求は時と事情によつて異なりますが、以前はよくキヤギを、独立戦争中はもっと特殊なものを、現在はもっと近代的なものを要求して行きます。

一度縁談が成立すると、新郎は賓客として新婦の家に参ります。この場合お客として行くのであることに注意して下さい。客は常に懐み深く振舞はせられぬものです。彼は決してその家にぐづぐづしていません。朝になると衣類の包を持って出てゆきます。彼は又、決して招待の主(この場合には新婦)に花冠や飾いをしてくれなど

と申しません。夕方になって戻ってくると、彼が関することができない家族の会合に限り、沢山を御馳走でもてなされます。

ミナングカバウの夫婦はお互にいつまでも権儀正しく決して下等な言葉を口にしたりなどしません。これは多分妻は自分自身の職業や収入を拜っているので経済的な問題がないためでしょう。夫婦は屢々長年共に暮しますが、夫が妻の家で病気に罹ったり死んだりすることは悪い噂みだと考えられております。夫は自分自身の家から埋葬を出さねばならないのです。又或る場合には離婚ということも持ち上るかも知れません。この際、夫は身廻り品を肩作りするようにそつと暗黙の知らせを受けます。そして三度戸が閉ざされていけばもう戻って参りません。二人はこのようにして喧嘩別れはしないわけです。

("Pax et Libertas" Vol. 18, No. 1 January / February 1952 より。)

1953年1月10日 騰 写

1953年1月15日 発 行

編 集 兼 人 勞 働 省 婦 人 少 年 局

印 刷 人 勞 働 省 婦 人 少 年 局

印 刷 所 株 式 会 社 桜 井 成 堂